

第 1 3 様式集

様式第1号 (第1面)

(日本産業規格A列4)

有 料 ・ 無 料
職 業 紹 介 事 業 許 可 申 請 書
職 業 紹 介 事 業 許 可 有 効 期 間 更 新 申 請 書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな)
②申請者 氏 名

1. 職業安定法第30条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
2. 職業安定法第33条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
3. 職業安定法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。
4. 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。

記

③許 可 番 号	()	
(ふりがな) ④氏名又は名称		
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒□□□-□□□□ 電話 ()	
(ふりがな) ⑥代表者氏名等	氏 名	住 所
(ふりがな) ⑦役 員 氏 名 等 (法人のみ)	氏 名	住 所

収入印紙

消印しては
ならない

兼業 ⑧ の種類・内容	1.	2.	3.
	4.	5.	6.

職業紹介事業を行う事業所に関する事項

⑨事業所		
名称	所在地	
⑩職業紹介責任者氏名等		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏名	住所	() —

⑨事業所		
名称	所在地	
⑩職業紹介責任者氏名等		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏名	住所	() —

⑫取次機関

(ふりがな) イ 名称	
(ふりがな) ロ 住所	
ハ 事業内容	

申請者(法人にあっては役員を含む。)(申請者が未成年の場合、その法定代理人をいう。)については、職業安定法第32条各号(第3号、第10号及び第11号を除く。)のいずれにも該当しないこと並びに申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

様式第1号（第3面）

記載要領

- 1 職業紹介事業許可申請書の記載方法
 - (1) 有料の職業紹介事業の許可を申請する場合には、表題中「・無料」及び「職業紹介事業許可有効期間更新申請書」の文字を抹消し、並びに2、3及び4の全文を抹消すること。
 - (2) 無料の職業紹介事業の許可を申請する場合には、表題中「有料・」及び「職業紹介事業許可有効期間更新申請書」の文字を抹消し、並びに1、3及び4の全文を抹消すること。
- 2 職業紹介事業許可有効期間更新申請書の記載方法
 - (1) 有料の職業紹介事業の許可の有効期間の更新を申請する場合には、表題中「・無料」及び「職業紹介事業許可申請書」の文字を抹消し、並びに1、2及び4の全文を抹消すること。
 - (2) 無料の職業紹介事業の許可の有効期間の更新を申請する場合には、表題中「有料・」及び「職業紹介事業許可申請書」の文字を抹消し、並びに1、2及び3の全文を抹消すること。
- 3 ①欄には、申請書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
- 4 ②欄には、申請者の氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。
- 5 ③欄には、有効期間の更新申請の場合のみ、（ ）に許可の有効期間の末日を記載すること。
- 6 ④欄には、氏名（個人）又は名称（法人又は団体における名称）を記載すること。
- 7 ⑤欄には、事業主の所在地（法人にあつては主たる事務所の所在地）を記載すること。
- 8 ⑧欄には、他に行っている事業の種類及び内容を記載すること。
- 9 ⑨欄には、職業紹介事業を行う事業所を全て記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 10 ⑪欄には、それぞれの事業所における担当者職・氏名・電話番号を記載すること。
- 11 ⑫欄には、取次機関を利用する場合のみ、記載すること。

様式第1号の2(第1面)

(日本産業規格A列4)

※届出受理番号	
※届出受理年月日	年 月 日

特別の法人無料職業紹介事業届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

届出者

職業安定法第33条の3第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 (ふりがな) 名 称	-----		
2 (ふりがな) 所 在 地	〒□□□-□□□□ 電話 ()		

3 その役員の氏名、役名及び住所			
氏名(ふりがな)	役 名	住 所	
代 表 者		〒() () -	
		〒() () -	
		〒() () -	
		〒() () -	
		〒() () -	
		〒() () -	
		〒() () -	
4 職業紹介事業を行う事業所に関する事項			
事 業 所			
名 称		所 在 地	
職業紹介責任者氏名等		担当者職・氏名・電話番号	
氏 名	住 所	() -	

第13 様式集

様式第1号の2(第2面)

5 事業開始予定年月日	年 月 日	
6 構成員の範囲等		
7 取次機関		
(ふりがな) イ 名 称	-----	
(ふりがな) ロ 住 所	-----	

ハ 事業内容		
8 備 考		

届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号（第3号、第10号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

様式第1号の2(第3面)

記載要領

- 1 ※欄には、記載しないこと。
- 2 届出者欄には、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 4 欄には、職業紹介を行う事業所を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 4 6 欄には、求人者（当該法人の直接若しくは間接の構成員又は構成員以外の者を別に）の範囲及び数を、及び求職者（当該法人の構成員若しくは構成員に雇用されている者又はこれらの者以外の者を別に）の範囲及び数についてをそれぞれ記載すること。
- 5 7 欄の取次機関は、国外にわたる職業紹介事業を取次機関を利用して行う場合のみイからハまでに掲げる事項を記載すること。

有 料 職 業 紹 介 事 業 計 画 書
無 料 職 業 紹 介 事 業 計 画 書
特別の法人無料職業紹介事業計画書

1 許可・届出番号

2 事業所名

3 職業紹介計画（年間）（国内）

① 区 分	② 有効求職者見込数
	人

職業紹介計画（年間）（国外にわたる職業紹介を行おうとするときは国外分を記載）

③ 区 分	④ 相手国名	⑤ 有効求職者見込数 (人)

4 職業紹介の業務に従事する者の数

人

5 資産等の状況

		価 格	摘 要
資 産	現金・預金		
	土地・建物		
	そ の 他		
	計		
負 債	計		

様式第2号（裏面）

記載要領

- 1 ①有料の職業紹介事業の許可を申請する場合及び有料の職業紹介事業を行う者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「無料職業紹介事業計画書」、及び「特別の法人無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。
②無料の職業紹介事業の許可を申請する場合及び無料の職業紹介事業を行う者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」及び「特別の法人無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。
③特別の法人が届け出て無料職業紹介事業を行う場合及び事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」及び「無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。
- 2 職業紹介事業を行う全ての事業所ごとに記載すること。
- 3 1 欄には、有料・無料職業紹介事業の有効期間の更新申請の場合及び有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合に記載すること。
- 4 3 の①及び③欄には、職業安定法第32条の12（同法第33条第4項及び第33条の3第2項において準用する場合を含む。）に規定する取扱職種の範囲等を定めた場合のみ、その範囲を記載すること。
- 5 3 の②及び⑤欄には、新規申請時には当該事業所に係る当該年度の3月末における有効求職者の見込数を、更新申請時には直近年度の職業紹介事業報告に記載された有効求職者数を記載すること。
- 6 5 欄には、個人事業の場合のみ、直前の納税期末日における全ての資産等の状況について記載すること。

様式第3号 (表面)

(日本産業規格A列4)

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな)

②届出者 氏 名

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 □□□ — □□□□ 電話 ()
⑥適用開始・変更予定日	年 月 日
⑦届出・変更届出内容	
⑧ 備 考	

様式第3号（裏面）

記載要領

- 1 届出制手数料の届出をする場合には、表題中の「届出制手数料変更届出書」の文字を抹消すること。また、届出制手数料の変更の届出をする場合は、表題中の「届出制手数料届出書」の文字を抹消すること。
- 2 ①欄には、届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
- 3 ②欄には、届出者の氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。
- 4 ③欄は、有料職業紹介事業許可申請書と併せて提出する場合には、空欄とすること。
- 5 ⑤欄には、届出者の住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）を記載すること。
- 6 ⑥欄には、職業安定法第32条の3第1項第2号に掲げる手数料を適用又は変更する年月日を記入すること。
- 7 ⑦欄の届出・変更届出内容については、別に料金表（様式例第3号参照）に記載して添付してもよいこと。
なお、複数の事業所でそれぞれ異なる手数料表に基づき徴収する場合は事業所毎に別紙により添付すること。
- 8 複数の事業所で同一の手数料表に基づき徴収する場合は、⑧備考欄に同一の手数料表の事業所名を記載すれば足りる。
- 9 ⑧備考欄には担当者職・氏名及び連絡先を記載すること。

様式第 4 号

(日本産業規格 A 列 4)

届出制手数料変更命令通知書

(氏 名) 殿

令和 年 月 日付け届出のあつた職業安定法第32条の 3 第 1 項
第 2 号の手数料について、同条第 4 項の規定に基づき下記の理由により変更
を命じます。

令和 年 月 日

都道府県労働局長 印

記

許 可 番 号	
事 業 所 名 称	
変 更 内 容	
期 限	
変 更 理 由	

なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内（ただし、処分のあつた日の翌日から起算して1年以内）に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（ただし、処分のあつた日の翌日から起算して1年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から6箇月以内（ただし、裁決のあつた日の翌日から起算して1年以内）に提起することができる。

様式第5号

(日本産業規格A列4)

許可番号

許可年月日 年 月 日

有料・無料職業紹介事業許可証

(氏名又は名称)

(所在地)

上記の者は、職業安定法第 条第 項の許可を受けて、下記
のとおり有料・無料職業紹介事業を行う者であることを証明する。

令和 年 月 日

厚生労働大臣

(氏名)

印

記

1 取扱職種の範囲等

名 称

2 事業所の

所在地

3 許可の有効期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

有 料 無 料
職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書
職 業 紹 介 事 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書
職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書
有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 囲 等 届 出 書
特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

②申請・届出者 氏 名

1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
7. 職業安定法第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

③許可・届出番号		
(ふりがな) ④氏名又は名称		
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 □ □ □ - □ □ □ □	電話 ()
⑥事業所	(ふりがな) 名 称	
	(ふりがな) 所在地	

様式第6号（第2面）

⑦変 更 事 項		
⑧変 更 前		
⑨変 更 後		
⑩取 扱 職 種 の 範 囲 等		
⑪変 更（ 廃 止 ） 年 月 日		
⑫職業紹介責任者	氏 名	住 所
⑬変更(廃止)理由 再 交 付 理 由		
⑭備 考		

届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号（第3号、第10号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

様式第6号（第3面）

記載要領

1 有料・無料職業紹介事業許可証再交付申請書の記載方法

- (1) 有料職業紹介事業許可証の再交付を申請する場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに2以下の全文を抹消すること。
- (2) 無料職業紹介事業許可証の再交付を申請する場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1及び3以下の全文を抹消すること。

2 有料・無料職業紹介事業変更届出書の記載方法(14の場合を除く。)

- (1) 有料の職業紹介事業に係る変更の届出をする場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1、2及び4以下の全文を抹消すること。
- (2) 無料の職業紹介事業に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から3まで及び5以下の全文を抹消すること。

3 有料・無料職業紹介事業変更届及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書の記載方法

- (1) 有料職業紹介事業に係る変更の届出をするとともに許可証の書換えを申請する場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「・無料」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から4まで及び6以下の全文を抹消すること。
- (2) 無料職業紹介事業に係る変更の届出をするとともに許可証の書換えを申請する場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「有料・」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から5まで及び7以下の全文を抹消すること。
- (3) 許可証の書換えを申請する場合は、⑥欄に変更する事項が該当する職業紹介事業を行う全ての事業所の名称及び所在地を記載することとし、⑦欄に変更する事項を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

様式第6号（第4面）

4 有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書の記載方法

- (1) 有料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「・無料・特別の法人無料」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から6まで及び8の全文並びに7の「第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する」を抹消すること。
- (2) 無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・」、「・特別の法人無料」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から6まで及び8の全文並びに7の「・第33条の3第2項において準用する」を抹消すること。
- (3) 特別の法人無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から6まで及び8の全文並びに7の「第33条第4項において準用する・」を抹消すること。
- (4) ⑩欄には、職業紹介事業を行う事業所ごとに取扱職種の範囲等の内容を記載すること。記載し得ない場合は別紙に記載して添付すること。
 - (例) 職業
 - (イ) 事務的職業、法人・団体役員、飲食物調理の職業、林業の職業など
 - (例) 地域
 - (ロ) 国内、大阪府、中部地方など
 - (例) 賃金
 - (ハ) 時給1,500円以上の求人、月給35万円以上の求人など
 - (例) その他
 - (ニ) 紹介予定派遣に関するもの、母子家庭の母等、中高年齢者、障害者、合法的に在留する外国人、本校所定の課程を修了した者など
- (5) 取扱職種の範囲等の変更については「取扱職種等の範囲等」の欄に変更後のものを記載することとし、変更前の取扱職種の範囲等を⑧変更前の欄にも記載すること。

様式第6号（第5面）

5 特別の法人無料職業紹介事業変更届出書の記載方法

特別の法人が無料職業紹介事業に係る変更の届出をする場合又は事業所の新設を届け出て行う場合は、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」及び「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」を抹消し、並びに1から7までの全文を抹消すること。

6 ①欄には、申請書又は届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。

7 ②欄には、申請者又は届出者の氏名（法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

8 ③欄には、許可・届出の際に付与された許可・届出番号を記載すること。

9 ④欄には、氏名（個人）又は名称（法人又は団体における名称）を記載すること。

10 ⑤欄には、事業所の所在地（法人にあつては主たる事務所の所在地）を記載すること。

11 ⑪欄には、変更（廃止）事項について、変更（廃止）した年月日を記載すること。

12 なお書きは、代表者又は職業紹介責任者の変更届出以外の場合は抹消すること。

また、代表者又は職業紹介責任者の変更届出においてそれぞれ変更のないものに係る部分について抹消すること。

13 ⑭備考欄には、担当者職、氏名及び連絡先を記載すること。

14 職業紹介を行う事業所の新設又は廃止の場合における職業紹介事業変更届出書における記載方法

新たに職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合、又は、職業紹介事業を行う事業所を廃止する場合は、⑦欄には事業所の「設置」又は「廃止」を記載することとし、該当する全ての事業所の名称及び所在地を⑥欄に記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

⑪欄に事業を開始する（又は廃止した）年月日を記載すること。⑫欄には、職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。⑬欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。

様式第 6 号の 2

(日本産業規格 A 列 4)

取扱職種範囲等変更命令通知書

(氏 名) 殿

令和 年 月 日付け届出のあった職業安定法第32条の12第1項
(同法第33条第4項及び第33条の3第2項において準用する場合を含む。)の取扱
職種の範囲等について、同法第32条の12第3項(同法第33条第4項及び第33条の
3第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき下記の理由により変更す
ることを命じます。

令和 年 月 日

都道府県労働局長 印

記

許可・届出番号	
氏名又は名称	
事業所名称	
変更内容	
期 限	
変更理由	

なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）
の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内（た
だし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に厚生労働大臣に対し、審
査請求をすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定
により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（た
だし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に、国を被告（代表者は法務
大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の
取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から
6箇月以内（ただし、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に提起する
ことができる。

① 年 月 日

② 届出者

(ふりがな)

3 下記のとおり特別の法人無料職業紹介事業を廃止したので、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条の8第1項の規定により届出をします。

様式第7号（裏面）

記載要領

- 1 ①有料職業紹介事業廃止届出書を提出する場合には、表題中「無料職業紹介事業廃止届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書」の文字並びに2及び3を抹消すること。
- ②無料職業紹介事業廃止届出書を提出する場合には、表題中「有料職業紹介事業廃止届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書」の文字並びに1及び3を抹消すること。
- ③特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書を提出する場合には、表題中「有料職業紹介事業廃止届出書」及び「無料職業紹介事業廃止届出書」の文字並びに1及び2を抹消すること。

- 2 ①には、届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。

- 3 ②には、届出者の住所（法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載し、及び氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

- 4 ③欄には、許可・届出の際に付与された許可・届出番号を記載すること。

- 5 ④欄には、職業紹介事業を廃止する全ての事業所の名称及び所在地を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙にて添付すること。

- 6 ⑤欄には、職業紹介事業を廃止した年月日を記載すること。

- 7 ⑥欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。

- 8 ⑦欄には、担当者職・氏名及び連絡先を記載すること。

有 料 職 業 紹 介 事 業 報 告 書

無 料 職 業 紹 介 事 業 報 告 書

1 許可番号

2 事業所の名称及び所在地
(名称)
(所在地)

3 紹介予定派遣 実績の有無

4 活動状況（国内）

項目 取扱 業務等の区分	① 求 人				② 求 職		③ 就 職			
	有 効 求人数	求 人 数			有効求 職者数	新規求職申 込件数	常 用 就職件数		臨 時 就職延数	日 雇 就職延数
		常 用 求人数	臨時求 人延数	日雇求 人延数			無期雇用	それ以外		
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
計	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日

項目 取扱 業務等の区分	④ 離 職	
	無期雇用 (6ヶ月以内／解雇除く)	
	離 職	不 明
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
計	人	人

5 活動状況（国外）（相手国別・総計）

項目 取扱 業務等の区分	相手国	⑤ 求 人		⑥ 求 職		⑦ 就 職	
		有 効 求人数	求人数	有効求 職者数	新規求職申 込件数	無期雇用 就職件数	それ以外の 就職件数
		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件
計		人	人	人	件	件	件

項目 取扱 業務等の区分	相手国	⑧ 離 職	
		無期雇用 (6ヶ月以内／解雇除く)	
		離 職	不 明
		人	人
		人	人
		人	人
		人	人
		人	人
計		人	人

様式第 8 号（第 2 面）

6 収入状況（国内・国外）

取扱 業務等の区分	求人者（上限制）手数料 （職業安定法第32条の3第1項第1号の規定による手数料）			求人受付手数料 （別表）		求人者（届出制）手数料 （職業安定法第32条の3第 1 項第2号の規定による手数料）			求職受付手数料	
	常用	臨時	日雇			常用	臨時	日雇		
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
計	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円

取扱 業務等の区分	求職者手数料 （職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料）					
	常用		臨時		日雇	
芸能家	件	千円	件	千円	件	千円
モデル	件	千円	件	千円	件	千円
科学技術者	件	千円	件	千円	件	千円
経営管理者	件	千円	件	千円	件	千円
熟練技能者	件	千円	件	千円	件	千円
計	件	千円	件	千円	件	千円

7 職業紹介の業務に従事する者の数

人

8 返戻金制度

	（有の場合、その概要）
--	-------------

9 従業員教育

日時	従業員数	教育内容

- 1 職業安定法第32条の16第 1 項の規定により上記のとおり報告します。
- 2 職業安定法第33条第 4 項において準用する同法第32条の16第 1 項の規定により上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿 ⑨ 氏名又は名称

記載要領

- 1 職業紹介を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出すること。
- 2 対象期間については、前年の4月1日から3月末日まで（4④欄にあつては前々年の4月1日から前年の3月末日まで）とすること。
- 3 1には、許可番号を記載すること。
- 4 3には、対象期間における紹介予定派遣に係る実績の有無を記載すること。
- 5 活動状況（国内）
 - (1) 4①の「求人数」及び4③欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1箇年における求人及び就職数について、「常用」（4③欄にあつては無期雇用）、「それ以外」）、「臨時」、「日雇」の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人（件）数、臨時及び日雇についてはその延数（人日）を記載すること。3において「有」と記載した場合は「取扱業務等の区分」の欄に区分ごとに括弧書きで紹介予定派遣に係る状況を記載すること（以下、(2)から(5)まで及び7において同じ。）。
 - (2) 4①の「有効求人数」、②の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。
 - (3) 4②の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
 - (4) 4④の「離職」欄には、前々年の4月1日から前年の3月末日までの間に就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。以下「無期雇用就職者」という。）のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、④の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかなでない者の数を記載すること。
 - (5) 4欄において、「常用」とは、4ヵ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヵ月以上4ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、1ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があっても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとする。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。
- 6 活動状況（国外）
 - (1) 5⑤の「求人数」及び⑦欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1箇年における求人、期間の定めのない労働契約を締結して就職した人（件）数、それ以外の就職人（件）数を記載すること。
 - (2) 5⑤の「有効求人数」及び⑥の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職数を記載すること。⑥の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
 - (3) 5⑧の「離職」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、5⑧の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかなでない者の数を記載すること。

- 7 6の収入状況には、「常用」、「臨時」、「日雇」の区分及び「取扱業務等の区分」ごとに、対象期間内における全ての手数料収入について記載すること。
- また、芸能家、モデル、科学技術者、経営管理者及び熟練技能者に係る手数料については、求人者手数料（職業安定法第32条の3第1項第1号及び第2号の規定による手数料）又は求職者手数料（職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料）にそれぞれ別に記載すること。
- 8 ⑨欄には、氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 9 その紹介により就職した者のうち第二種特別加入保険料（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第5号の作業に従事する者に対する保険料）に充てるべき手数料を徴収した場合は、手数料管理簿の写しを本報告書に添えて提出すること。
- 10 7の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には、当該職業紹介を行う事業所に係る3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。
- 11 8の「返戻金制度」欄には、返戻金制度（その紹介により就職した者が早期に離職したことその他これに準ずる理由があった場合に、当該者を紹介した雇用主から徴収すべき手数料の全部又は一部を返戻する制度その他これに準ずる制度）の有無を記載すること。また、返戻金制度を設けている場合には、その概要を記載すること。

特別の法人 無料職業紹介事業報告書

- 1 届出受理番号
- 特-
- 2 事業所名

- 3 活動状況(国内)
- (1) 構成員のみを求人者とするもの

取扱 業務等の区分	項 目	① 求 人				② 求 職		③ 就 職			
		有 効 求人人数	求 人 数			有効求人 職者数	新規求職 申込件数	常用就職件数		臨 時 就職延数	日 雇 就職延数
			常 用 求人人数	臨時求 人延数	日雇求 人延数			無期雇用	それ以外		
		人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日
		人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日
		人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日
		人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日
	計	人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日

取扱 業務等の区分	項 目	④ 離 職	
		無期雇用 (6ヶ月以内／解雇除く)	
		離職	不明
		人	件
		人	件
		人	件
		人	件
	計	人	件

- (2) 構成員のみを求職者とするもの

取扱 業務等の区分	項 目	① 求 人				② 求 職		③ 就 職			
		有 効 求人人数	求 人 数			有効求 職者数	新規求職 申込件数	常用就職件数		臨 時 就職延数	日 雇 就職延数
			常 用 求人人数	臨時求 人延数	日雇求 人延数			無期雇用	それ以外		
		人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日
		人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日
		人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日
		人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日
	計	人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日

取扱 業務等の区分	項 目	④ 離 職	
		無期雇用 (6ヶ月以内／解雇除く)	
		離職	不明
		人	件
		人	件
		人	件
		人	件
	計	人	件

- (3) 求人・求職とも構成員とするもの

取扱 業務等の区分	項 目	① 求 人				② 求 職		③ 就 職			
		有 効 求人人数	求 人 数			有効求 職者数	新規求職 申込件数	常用就職件数		臨 時 就職延数	日 雇 就職延数
			常 用 求人人数	臨時求 人延数	日雇求 人延数			無期雇用	それ以外		
		人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日
		人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日
		人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日
		人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日
	計	人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日

取扱 業務等の区分	項 目	④ 離 職	
		無期雇用 (6ヶ月以内／解雇除く)	
		離職	不明
		人	件
		人	件
		人	件
		人	件
	計	人	件

- 4 活動状況（国外）（相手国別・総計）

取扱 業務等の区分	項 目	相手国	⑤ 求 人		⑥ 求 職		⑦ 就職 件数
			有 効 求人数	求人数	有効求 職者数	新規求職 申込件数	
			人	人	人	人	件
			人	人	人	人	件
			人	人	人	人	件
			人	人	人	人	件
	計		人	人	人	人	件

- 5 職業紹介の業務に従事する者の数
- 人

6 従業員教育		
日時	従業員数	教育内容
	人	
	人	
	人	

職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。

令和 年 月 日
⑧氏名又は名称

厚生労働大臣 殿

記載要領

- 1 無料職業紹介事業を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、無料職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出すること。
- 2 対象期間については、前年の4月1日から3月末日まで（3の（1）から（3）までの④欄にあっては前々年の4月1日から前年の3月末日まで）とすること。
- 3 1には、届出受理番号を記載すること。
- 4 活動状況（国内）
 - (1) 3の（1）から（3）までの①の「求人数」及び③欄には、それぞれ「取扱業務等の区分」ごとに1ヶ年における求人及び就職数について、常用（4③欄にあっては「無期雇用」、「それ以外」）、臨時、日雇の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人（件）数、臨時及び日雇についてはその延数（人日）を記載すること。
 - (2) 3の（1）から（3）までの①の「有効求人数」、②の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。
 - (3) 3の（1）から（3）までの②の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
 - (4) 3の（1）から（3）までの④の「離職」欄には、前々年の4月1日から前年の3月末日までの間に就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。以下「無期雇用就職者」という。）のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、④の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかなでない者の数を記載すること。
 - (5) 3の（1）から（3）までの欄において、「常用」とは、4ヶ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヶ月以上4ヶ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、1ヶ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があっても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとする。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。
- 5 活動状況（国外）
 - (1) 4の⑤の「求人数」及び⑦欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1ヶ年における求人、就職延数を記載すること。
 - (2) 4の⑤の「有効求人数」及び⑥の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。
 - (3) 4の⑥の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
- 6 5の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には、当該職業紹介を行う事業所に係る3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。
- 7 ⑧欄には、氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。

※ 届出受理番号	
※ 届出受理年月日	年 月 日

特定募集情報等提供事業届出書

厚生労働大臣 殿

①届出者

職業安定法第43条の2第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

② 名 ^{（ふりがな）} 称		
③ 所 ^{（ふりがな）} 在 地	〒 ー	
④ 電 話 番 号	()	
⑤ 代 表 者	役 名	
	^{（ふりがな）} 氏 名	
⑥ 事業開始予定年月日	年 月 日	
⑦ 職業紹介事業	許 可 番 号 届出受理番号	
⑧ 労働者派遣事業	許 可 番 号	
⑨ 備 考		

様式第8号の3（裏面）

⑩ 提供する主なサービスの名称	⑪ 職業安定法第4条第6項に掲げる行為のうち該当するもの	⑫ URL
	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号	
	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号	
	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号	
	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号	
	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号	

記載要領

- ※欄には記載しないこと。
- ①欄には、届出者の氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。
- ③欄には、事業者の所在地を記載すること。
- 届出者が職業紹介事業者である場合には、⑦欄に当該職業紹介事業の許可番号又は届出受理番号を記載すること。
- 届出者が派遣元事業主である場合には、⑧欄に当該労働者派遣事業の許可番号を記載すること。
- ⑨備考欄には、担当者の職名、氏名及び電話番号を記載すること。
- ⑩欄～⑫欄について、所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- ⑩欄には、提供する主なサービスにおいて用いている名称を記載すること。所定の欄に記載し得ないときには別紙に記載して添付すること。
- ⑪欄には、職業安定法第4条第6項各号に掲げる行為のうち、⑩欄に記載したサービスが該当するものを記載すること。複数該当するものがある場合は、全て記載すること。
- ⑫欄には、⑩欄で記載したサービスがインターネットを通じて提供される場合、その代表的なURLを記載すること。
- ②欄、③欄及び⑩欄～⑫欄については、人材サービス総合サイトにおいて公表されることに留意すること。

特定募集情報等提供事業変更届出書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

② 届出者

職業安定法第43条の2第2項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

③ 届出受理番号		
④ 名 （ふりがな） 称		
⑤ 所 （ふりがな） 在 地	〒 ー 電話 ()	
⑥ 代 表 者	役 名	
	（ふりがな） 氏 名	
⑦ 職業紹介事業	許 可 番 号 届出受理番号	
⑧ 労働者派遣事業	許 可 番 号	
⑨ 変 更 年 月 日	年 月 日	
⑩ 変 更 理 由		
⑪ 備 考		

様式第8号の4（裏面）

記載要領

- 1 ①欄には、届出書を提出する年月日を記載すること。
- 2 ②欄には、届出者の氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。
- 3 ③欄には、届出の際に付与された届出受理番号を記載すること。
- 4 ⑤欄には、事業者の所在地を記載すること。
- 5 届出者が職業紹介事業者である場合には、⑦欄に当該職業紹介事業の許可番号又は届出受理番号を記載すること。
- 6 届出者が派遣元事業主である場合には、⑧欄に当該労働者派遣事業の許可番号を記載すること。
- 7 ⑨欄には、変更事項について、変更した年月日を記載すること。
- 8 ⑩欄には、変更した理由を具体的に記載すること。
- 9 ⑪備考欄には、担当者の職名、氏名及び電話番号を記載すること。

特定募集情報等提供事業廃止届出書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

② 届出者

特定募集情報等提供事業を廃止したので、職業安定法第43条の2第3項の規定により
下記のとおり届け出ます。

記

③ 届出受理番号		
④ 名 称 （ふりがな）		
⑤ 所 在 地 （ふりがな）	〒 ー 電話 （ ）	
⑥ 代 表 者	役 名	
	（ふりがな） 氏 名	
⑦ 廃止年月日	年 月 日	
⑧ 廃止理由		
⑨ 備 考		

様式第8号の5（裏面）

記載要領

- 1 ①欄には、届出書を提出する年月日を記載すること。
- 2 ②欄には、届出者の氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。
- 3 ③欄には、届出の際に付与された届出受理番号を記載すること。
- 4 ⑤欄には、事業者の所在地を記載すること。
- 5 ⑦欄には、特定募集情報等提供事業を廃止した年月日を記載すること。
- 6 ⑧欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。
- 7 ⑨備考欄には、担当者の職名、氏名及び電話番号を記載すること。

特定募集情報等提供事業概況報告書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

② 提出者

職業安定法第43条の5の規定により、下記のとおり事業概況報告書を提出します。

③ 届出受理番号		
④ 名 （ふりがな） 称		
⑤ 所 （ふりがな） 在 地	〒 ー 電話 （ ）	
⑥ 代 表 者	役 名	
	（ふりがな） 氏 名	

I. 公表項目

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑧ 職業安定法第4条第6項に掲げる行為のうち該当するもの	⑨ URL
	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号	
	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号	
	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号	
	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号	
	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号	

様式第8号の6（第2面）

Ⅱ 6月1日現在の状況報告

1 労働者の募集に関する情報を提供している場合

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑩ 労働者の募集に関する情報の概数	⑪ 情報を収集している労働者になろうとする者に関する情報の概数

⑫ 概数に係る説明

2 労働者になろうとする者に関する情報を提供している場合

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑬ 労働者になろうとする者に関する情報の概数	⑭ 労働者になろうとする者に関する情報の提供先の概数

⑮ 概数に係る説明

様式第8号の6（第3面）

3 提供するサービスの概要

⑦ 提供する主な サービスの名称	⑩ サービスの概要

4 適切な事業運営に関する事項

- ⑪ 法第5条の4第1項及び第3項の規定に基づく労働者の募集に関する情報又は労働者になろうとする者に関する情報の的確な表示のために措置に関する事項
＜法第5条の4第1項（虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示の禁止）について＞

様式第8号の6（第4面）

＜法第5条の4第3項（正確かつ最新の内容に保つために講ずる措置）について＞

- ⑱ 法第5条の5第1項の規定に基づき求職者等に明らかにしている業務の目的及び同条第2項の規定に基づき個人情報を適正に管理するために講じている措置
＜法第5条の5第1項の規定に基づき求職者等に明らかにしている業務の目的＞

＜法第5条の5第2項の規定に基づき個人情報を適正に管理するために講じている措置＞

- ⑲ 法第43条の7第2項の規定に基づき、苦情の処理のために整備している体制に関する事項

様式第8号の6（第5面）

記載要領

- 1 ①欄には、事業概況報告書を提出する年月日を記載すること。
- 2 ②欄には、提出者の氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。
- 3 ③欄には、届出の際に付与された届出受理番号を記載すること。
- 4 ⑤欄には、事業者の所在地を記載すること。
- 5 「Ⅰ.公表項目」に記載の事項は、人材サービス総合サイトにおいて公開されるものであるため留意すること。
- 6 ⑦欄には、提供する主なサービスにおいて用いている名称を記載すること。所定の欄に記載し得ないときには別紙を記載して添付すること。
- 7 ⑧欄には、職業安定法第4条第6項各号に掲げる行為のうち、⑦欄に記載したサービスが該当するものを記載すること。複数該当するものがある場合は、全て記載すること。
- 8 ⑨欄には、⑦欄で記載したサービスがインターネットを通じて提供される場合、その代表的なURLを記載すること。
- 9 ⑩欄、⑪欄、⑬欄及び⑭欄には、単位を付して記載をすること。
- 10 ⑩欄の労働者の募集に関する情報並びに⑪欄及び⑬欄の労働者になろうとする者に関する情報の概数並びに⑭欄の労働者になろうとする者に関する情報の提供先の概数について、集計上の留意事項がある場合には⑫欄及び⑮欄に記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 11 ⑯欄には、提供している情報の内容、事業において料金を支払っている者、料金に関する事項その他サービスの概要について記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 12 ⑰欄には、実際に求職者等に明示している目的を転記すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

第13 様式集

様式第9号（表面）

（日本産業規格B列8）

第	号		
職業紹介事業等立入検査証			
写 真		官 職 氏 名	年 月 日生
		上記の者は、職業安定法第50条第2項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。	
		年 月 日	厚生労働大臣又は都道府県労働局長 印

様式第9号（裏面）

（日本産業規格B列8）

職業安定法（抄）
第50条 行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、職業紹介事業を行う者（第29条第1項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。）、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者（募集情報等提供事業を行う場合における地方公共団体を除く。）、労働者供給事業を行う者又は労働者供給を受けようとする者に対し、必要な事項を報告させることができる。 ② 行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、職業紹介事業を行う者（第29条第1項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。）、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者（募集情報等提供事業を行う場合における地方公共団体を除く。）、労働者供給事業を行う者又は労働者供給を受けようとする者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 ③ 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 ④ 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第60条 この法律の規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令の定めるところによつて、職業安定主管局長又は都道府県労働局長に委任することができる。 第66条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、これを30万円以下の罰金に処する。 十 第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 第67条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第63条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 職業安定法施行規則（抄） 第37条 法に定める厚生労働大臣の権限のうち、次の各号に掲げる権限は、当該各号に定める都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。 十 法第50条第1項の規定による報告徴収及び同条第2項の規定による立入検査に関する権限 管轄都道府県労働局長